

申 請

平成23年10月18日

原子力災害対策本部長  
内閣総理大臣  
野田 佳彦 殿

茨城県知事  
橋本 昌

原子力災害対策特別措置法(平成11年法律第156号)第20条第3項に基づく平成23年6月2日付け指示について、下記のとおり要請する。

記

- 次に掲げる品目について、出荷規制を解除すること。  
古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町の5市町において産出された茶(秋冬番茶以降)
- 解除を申請する理由  
別紙参照

## 出荷制限解除後の検査計画と出荷管理

### 1 出荷制限を解除する範囲

古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町で産出される秋冬番茶以降の茶

### 2 現在までの検査結果

	品 目	地点(※1)	採取日	測定結果
				放射性セシウム(Bq/kg)
古 河 市	一番茶(生葉)	古河市①	5/18	523
	一番茶(生葉)	古河市	5/26	260
	一番茶(生葉)	古河市	6/ 1	270
	秋冬番茶(荒茶)	古河市①	10/8	126
		古河市②		168
		古河市③		147
常 総 市	一番茶(生葉)	常総市①	5/18	670
	一番茶(生葉)	常総市	5/26	360
	一番茶(生葉)	常総市	6/ 1	290
	秋冬番茶(荒茶)	常総市①	10/7	219
		常総市②		88
		常総市③		156
坂 東 市	一番茶(生葉)	坂東市①	5/18	830
	一番茶(生葉)	坂東市	5/26	195
	一番茶(生葉)	坂東市	6/ 1	196
	秋冬番茶(荒茶)	坂東市②	10/10	94
		坂東市③		107
		坂東市④		125
八 千 代 町	一番茶(生葉)	八千代町①	5/18	220
	秋冬番茶(荒茶)	八千代町①	10/6	172
		八千代町②		103
		八千代町③		106
境 町	一番茶(生葉)	境町①	5/15	894
	一番茶(生葉)	境町	5/19	330
	一番茶(生葉)	境町	5/19	362
	一番茶(生葉)	境町	5/26	290
	一番茶(生葉)	境町	6/ 1	240
	秋冬番茶(荒茶)	境町①	10/7	125
		境町②		111
		境町③		174

(※1)

検査地点の選定方法

本県の西部地域に位置する今回の解除申請地区は、起伏もなく平坦な地形となっている。

- ・古河市の茶は点在しており、今回選定した3地点は、三和地区、古河地区、総和地区の3地区から地域的な広がり进行考慮し、1カ所づつ選定したほ場である。
- ・常総市の茶は、旧石下地区を中心に栽培され点在している。今回選定した3地点は、このうち茶園のある篠山地区、国生地区、馬場地区から1カ所づつ選定したほ場である。
- ・坂東市の茶は、旧猿島町の生子地区及び逆井地区を中心に栽培されており、今回選定した3地点は、生子地区から1点、逆井地区から2点を地域的な広がり进行考慮して選定した。

なお、出荷制限を判断した際に検体を採取したほ場は、台切りを行っており、老木園でもあったことから萌芽せず収穫ができないため、近隣のほ場を選定した。

- ・八千代町の茶は、町の西部に点在しており、今回選定した3地点は、この中から地域の広がり进行考慮して選定したほ場である。
- ・境町の茶は、町の中央部に位置する猿島地区を中心に生産されている。今回選定した3地点は、この猿島地区を中心に広がり进行考慮し選定した。

### 3 解除後のモニタリング計画

解除後も当面の間、収穫を実施する茶期ごとに、各市町内で3カ所の地点においてモニタリング検査を実施し、公表していく。

### 4 解除後の出荷管理

今回の解除申請地区における茶の流通は、自らの茶園から生産した茶葉を自らの工場加工、そして販売する、いわゆる「自園、自製、自販」の形態が主である。

このため、各荒茶工場に対し、出荷先の捕捉を可能とするため、入荷先及び販売先等の記録の保存を求める。

また、古河市、常総市、坂東市、八千代町、境町の5市町において産出された本年産茶(春番茶、一番茶)、また、上記5市町を除く茨城県下39市町村で産出された本年産茶については、引き続き流通させないよう、当該市町、関係農業団体及び事業者に対し、文書及び巡回による指導を実施するとともに、流通させる荒茶(秋冬番茶)には、市町村名等の表示の徹底を図る。

なお、当該5市町で産出された本年産一番茶については、古河市の3工場で866kg、常総市の2工場で437kg、坂東市の6工場で4,240kg、八千代町の3工場で、570kg、境町の10工場で5,857kgがそれぞれの荒茶工場において保管されている。

今後とも、これらの荒茶が当該5市町の秋冬番茶等と混ざることがないように、隔離して保管するとともに、順次処分を進める。

#### 5 解除後のモニタリング検査により暫定規制値を超える結果が判明した場合の対応

暫定規制値を超える結果が出た場合には、当該地域の茶について、すみやかに出荷自粛を要請する。